## 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市計画マスタープラン等改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民、各種団体等の代表者
  - (3) 交通事業者
  - (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の定数及び選任)

- 第5条 委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1人
  - (2) 職務代理者 1人
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

- 第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員(その代理者を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。